

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人伊達市社会福祉協議会が開設する訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（以下「第1号訪問事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は第1号訪問事業にあっては事業対象者に対し、適正な指定訪問介護及び第1号訪問事業のサービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(第1号訪問事業の運営の方針)

第3条 第1号訪問事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うこととする。

2 指定訪問介護又は第1号訪問事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標や内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターへ報告することとする。

3 指定訪問介護第1号訪問事業のサービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用するなど、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 社会福祉法人伊達市社会福祉協議会訪問介護事業所

(2) 所在地 本所 伊達市鹿島町20番地1

支所 伊達市大滝区本郷町84番地1

(職員の職種、員数、及び勤務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

- (2) サービス提供責任者 資格要件を満たす者 2名（常勤1名、非常勤1名）

サービス提供責任者は、訪問介護計画又は訪問型サービス計画書の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する利用者の状況についての情報提供や具体的な援助目標等の指示、技術指導等を行う。

- (3) 訪問介護員等 介護福祉士 7名（常勤1名、非常勤6名）

介護職員初任者研修課程修了者 1名（非常勤）

訪問介護員等は、訪問介護、訪問型サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月31日から1月5日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

（事業の内容及び利用料等）

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

削除

2 第1号訪問事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、伊達市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。

- (1) 訪問型サービス（訪問介護員によるサービス）
- (2) 訪問型サービス（緩和した基準によるサービス）

削除

削除

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、伊達市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 訪問介護員等は、事業の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（相談・苦情対応）

第10条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応する。

- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。
- 3 事業所は、市町村および国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該の指導又は助言に従って必要な改善をする。
- 4 事業所は、市町村および国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項

の内容を報告する。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時1か月以内

(2) 継続研修 年12日

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年1月21日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年6月10日から施行する。

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

この規程は、平成18年5月30日から施行する。

この規程は、平成18年8月21日から施行する。

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

1 この規程は、平成19年9月10日から施行する。

2 介護予防訪問介護を提供する場合には、この規程の各条文における「指定訪問介護」を「指定介護予防訪問介護」に読み替えるものとする。ただし、本改正前に介護予防訪問介護を提供したものについては、この附則が適用されたものとみなす。

この規程は、平成27年5月28日から施行する。

この規程は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第6条第1項の適用については平成27年8月1日からとする。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年9月5日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年7月6日から施行する。

この規程は、令和5年1月1日から施行する。